

会 議 録

| | | | |
|-----------|--|---------|----|
| 会 議 名 | 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会 | | |
| 事 務 局 | 小金井市教育委員会指導室 | | |
| 開 催 日 時 | 令和6年11月26日（火）午前10時30分から正午まで | | |
| 開 催 場 所 | 前原暫定集会施設A会議室 | | |
| 出 席 委 員 | 小林委員長、坂井副委員長、今城委員、浅香委員 | | |
| 事 務 局 | 大熊教育長、平田指導室長、向井指導主事、田村統括指導主事 | | |
| 傍 聴 の 可 否 | 可 | 傍 聴 者 数 | 1名 |
| 会 議 次 第 | 1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 協議等 4 事務連絡 配付資料 ・次第 ・小金井市いじめ防止基本方針 改定案 ・小金井市いじめ防止基本方針 改定案 新旧対照表 ・小金井市立小中学校いじめ防止基本方針について | | |

小林委員長 ただいまから令和6年度第1回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。次第に沿って進めていきます。

まず初めに、教育委員会挨拶、大熊教育長、お願いいたします。

大熊教育長 皆さん、こんにちは。本日は、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今回は、小金井市いじめ防止基本方針をつくっていただき、それをパブリックコメントにかけ、最終決定をしていただくという日でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それが決まった後に、今度は学校の基本方針を改定していただくということになるんですが、そこで、どの点でどういうふうに気をつけてほしいのかということ、やっぱりしっかりと示していただきたいと、そんなふうに思っているところです。

今回の小金井市いじめ防止基本方針の中で特に大事だと思っているところは、「基本方針策定の意義」の中の中段ぐらいにあります、「いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある」という、この部分なんですけれども、後で報告がありますが、最近のいじめの件数やいじめの内容等を見ても、子供と子供の関係ではなくて、コロナ禍後と言っているんでしょうか、家庭の孤立化が1つクローズアップされ、親子関係の課題からそういういじめにつながるというようなことも散見されるようになってきておる次第です。

そんなときに、このいじめ基本方針は、子供を取り巻く大人たちがということで、それぞれの責務を果たしということもあります。そういうところにこれから目を向けていかないと、これからのいじめ対策はうまくできないんじゃないかなと。それをしっかりとここ

に明記していただいていることが、今回の重要な視点ではないかなというふうに思っている次第です。

その点でしっかりと各学校に周知して、子供と子供の関係だけではなくて、家庭、地域が一体となったいじめ防止を進められるようにしていただきたいなど、そんなふうに思っているところです。

実は重大事件にはならないんですが、しっかりといじめであるというような案件が今2件出てきております。

そこで、2件とも学校がしっかり対応して大丈夫に今なっているんですけども、そういうことが出てきた背景の等々を考えると、やっぱり今のことをしっかりと取り組む必要があるというふうに考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいというふうに考えているところです。

大きな問題にはなっていないので、学校がしっかり対応していただいていますので、重大事件等には発展しておりませんが、しっかりと対応しているのですが、今後もそういうことが起きることがあるというふうに考えておりますので、ここでしっかりとそういうことがあったということを報告させていただいて、今後、しっかりとした対応をしていきたいと、そんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

小林委員長 それでは次に、事務局からの説明です。次第には4点記載されております。

まず1点目、「小金井市いじめ防止基本方針」改定に向けたパブリックコメントについてです。

事務局からの説明をお願いします。

平田指導室長 指導室長です。

いじめ防止基本方針改定に向けたパブリックコメントについて、これから御説明をいたします。

詳細については、担当指導主事より説明いたします。

向井指導主事 指導主事です。

基本方針の改定に向けて、令和6年9月10日火曜日から令和6年10月15日火曜日までの1か月間、パブリックコメントの募集

を行いました。

期間中は、市の公共施設にて方針案の配布を行い、ホームページでも方針案を公開し、意見等の募集を行いました。

募集期間中に1件の応募がありましたが、改定案に直接関係するものではなく、パブリックコメントの要件を満たしていないため、本件に関する御意見はありませんでした。

報告は以上になります。

小林委員長 ということです、委員の皆様から何か御質問などはございませんでしょうか。よろしいですか。

大熊教育長 どうして取り上げられなかったか、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。具体的に。

向井指導主事 取り上げられなかった内容に。

大熊教育長 取り上げられなかった内容が、どうして取り上げられなかったかということ。

向井指導主事 いただいた意見は、方針案に関するものというよりも、いわゆる様々な教育行政に対するような意見というものでありました。その方の個人的な意見が羅列されているという内容で、方針案に向けてのコメントというものではなかったもので、先ほどお話しさせていただきましたパブリックコメントの要件を満たしていないということで、件数なしと報告させていただいております。

小林委員長 以上でよろしいでしょうか。

大熊教育長 パブリックコメントの改定に向けた意見ではなかったということですので、御理解いただきたいというふうに。

パブリックコメントの場合、この文章をこう直したほうが良いという意見は掲載するんですけれども、そういう意見ではなかったということですので、よろしくお願ひします。尊重しているんですけれども、そういうことなので御理解いただきたいと思ひます。

- 今城委員 今城です。
今のお話でよく分かったんですけども、その出した方への回答というのとはどんなふうにされたんですか。
- 向井指導主事 こちらもパブリックコメントの要件に満たしていないということで、特段の回答はしないということになっております。
- 小林委員長 以上、よろしいでしょうか。
次に、2点目です。「小金井市いじめ防止基本方針」の改定に向けた今後の予定です。
事務局から説明をお願いいたします。
- 平田指導室長 指導室長です。
基本方針の改定案を正式に施行するために、今後、教育委員会や市役所内部の手続を進めていくこととなります。
具体的な詳細につきましては、担当指導主事より説明いたします。
- 向井指導主事 指導主事です。
基本方針改定に向けた今後の予定について説明いたします。
本日の審議を受け、令和7年1月に開催いたします令和7年第1回教育委員会に改定議案を提出いたします。教育委員会での議決後、第2回いじめ問題対策委員会において、議決された旨を報告いたします。
次に、厚生文教委員会での行政報告を経て、今年度中に学校及び市民に向けて改定版を公表いたします。その後、令和7年度に各校の学校いじめ防止基本方針の改定を進めていきます。説明は以上となります。
- 小林委員長 これから始まって、1月、2月、そして3月と続いていくということでございます。
委員の皆様から何かございますか。
特にはございませんか。今後の予定ということですか。以上でよろしいでしょうか。
次に、3点目です。各校のいじめ防止基本方針の改定に向けてです。

事務局から説明をお願いします。

平田指導室長 指導室長です。

先ほどの小金井市いじめ防止基本方針の改定が実際に施行されるのは、令和7年度になります。この令和7年度に、各学校の学校いじめ防止基本方針の改定というものを進めていくこととなります。詳細につきましては、担当指導主事より御説明いたします。

向井指導主事 指導主事です。

それでは、各校のいじめ防止基本方針の改定に向けてを説明いたします。

いじめ防止対策推進法では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」とされています。

小金井市いじめ防止基本方針の改定を受け、各校の学校いじめ防止基本方針の改定を進めていくこととなります。

改定を進めていくに当たり、各校の実情に応じて作成していく際に留意することについての御意見をいただきたいと思っております。

資料といたしまして、現在の学校いじめ基本防止方針をお示いたしました。

説明は以上になります。

小林委員長 それでは、協議をいたしたいと思っております。

委員の皆様から御意見等はございますでしょうか。

坂井副委員長 よろしいですか。坂井です。

資料3はざっと拝見させていただいております。現段階においても定義づけから入って予防、それから早期発見、発見したときの対応、重大事案というふうな流れで規定はされて、各校それぞれ特色はあるんですけれども、規定されていると思っております。

私は先ほど教育委員会の委員長と同じで、定義づけのところに、やはり子供は子供、学校は学校、家庭は家庭という、それぞれ分断したものではなくて、それぞれ地域も含めて一体となっていじめというものを解決していく、起こさないようにする、起こった場合に

解決するという視点を、最初に各校入れていただきたいなというのがあります。

また、いじめの重大事案に関してなんですけれども、こういう各校で決めてあるんですけれども、起こったときに慌てないように、起こらないことが第一なんですけれども、万が一起こってしまったときに、きちんとスムーズに早期解決に向けて進めるように、一回シミュレーションを各校でしていただくのがいいのかなと思っております。

拝見した感想と私の意見は以上となります。

今城委員

今城です。

今、坂井副委員長からあったように、例えば今言った重大事態が起こったときの対応についてというのが、前に頂いた資料と今回頂いた資料にもあるけれども、学校によってきちんと一覧化している、例えば四小が一覧化されていますよね。というように、これはどこの学校でも起こり得るわけです。となると、やっぱり具体的にフロー図をきちんとつくっておいたほうが私はいいいのかなと思っています。恐らく、つくっている学校とつくっていない学校があるんですね。この辺りはある程度、教育委員会の方針として打ち出したほうがいいかなというふうに感じているところです。

あとは、今回4月1日に学校に提示されることになりますかね。ちょっと時期はその辺りになると。例えば学校にいつまでにとか、どのように、つまり、例えば校長がこれを見てだーっとつくっちゃって、はい、これでどうだというふうにするのではなくて、やっぱり組織がありますから、いじめ対策委員会を各校でつくって、きちんとどのように作成していくのかというところを、明確に示すといいいかなというふうに思ったところもあります。

あとは、各学校のを見ていますと、これが制定された、つまり改定はどんどん各学校で年次改定しているところがあるんだろうけれども、一般的に言うと、いつからこれが行われるのか、期日ですよ、何年何月何日というのが入っている学校と入っていない学校があって、今回の場合はもう、基本方針が新しくなったので、新しい学校のいじめ防止基本方針になるわけで、何日制定とかいうのと、あとは、当然年度ごとによって変わっていったときに何日改定とかという、その期日は明確にしたほうがいいのではないのかなというふうに

感じているところであります。

もう一点、学校によって、この頂いたものが保護者向け文章のよくなていを持っているものが何個かあったかなと思ったんです。当然、保護者向けにもホームページだったり、また、保護者向け文章として出すことは当然のことなんでしょうけれども、でも、基本方針というのは、あくまでももっと広く捉えるので、基本方針としての体裁を整えることも必要なのかなと思います。その上で、このように策定しましたので、各家庭でも云々という保護者向けの文章に変えることはいいんだろうと思うけれども、当然提出されるものに関しては、基本方針としての体裁を整える必要があるかなというふうに感じたところであります。

以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

浅香委員

学芸大学の精神科医をしております浅香です。

私もざっと見させていただきまして、各学校それぞれ力の入り方もいろいろという印象なんですけれども、先ほど先生からお話があったように、対象者というのは、それぞれの学校によってちょっとぶれがあるのかなという気がいたしました。

やっぱり先生がおっしゃっていたように、大きな基本方針に対して親御さんはどう思うか、地域はどう思うか、子供たちはどう思うかというので、書き分けていくほうがいいのかと思います。

そう考えたときに、基本方針で大項目が3つであったり5つであったり4つであったりとかというのは、それぞれの学校で必要なものに力を入れているのかもしれないですが、今回、小金井市の基本方針の改定に当たって、7つの大項目があることははっきりしているので、まず7つはしっかり、学校によって差異がないということは統一したほうが良いと思いますし、それに加えて各校の特色というのを8番目に入れるか、中に組み込むかはちょっとそれぞれなんですけど、入れたほうが良いと思います。

ということで、多分4つの項目で書いているところは、東京都の方針に従って書いていて、3つのところは多分小金井市の方針で書いているという印象を受けましたので、ちょっと統一できると読みやすいし、小金井市の方針と、あと、学校の特徴というのがより分

かりやすいと思います。

あともう一つです。我々、医療の現場ではスクールカウンセラーが医療とつながるパイプになってくれるところがありますので、そこが各学校、基本方針に入れるかどうかはちょっと別なんですけれども、医療とのつながりもある程度、発達の問題があつたりしますので、何か一言、特徴であるといいのかなと思いました。

以上です。

小林委員長 いかがでしょうか。

大熊教育長 先ほどの話の続きなんですけれども、やはり地域を巻き込んで保護者と学校が共にということを見ると、最後の南中の最後のページをちょっと見ていただきたいと思うんですけれども、これまではこれでいいと思うんですが、保護者の役割というのがしっかり書いてあるのが、この学校が特にしっかり書いてあると思うんですが、そこに書いてあるのが、「保護する生徒等が『いじめを行うことのないよう』規範意識を養うための指導を行うとともに」となっているんです。いじめを行うことにより規範意識を育てるということになると、いじめはしてはいけませんという話になっちゃって、つらい思いをしている人はすぐに相談するとか、何でも相談できるという空気をつくることがまず大事で、いじめをしてはいけませんというのは確かにあるんですけれども、それとともに何でも相談できる安心・安全の家庭をつくるということも大事だと思いますので、それは基本方針の最初のところにもしっかり明記されていますので、そういうことをしっかりと各学校でも意識して、いじめ防止に取り組んでいただきたいなど、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

小林委員長 今の教育長のお話に御意見ありますでしょうか。

坂井副委員長 おっしゃるとおりだと思っております。

一方で、今回のいじめ防止基本方針（改定案）の3ページの（4）の第3段落ですか、「保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う」というふうになっていて、恐らくこの南中学校はこれを採用したんだと思うんですけれども、言い

やすいというか、相談とか連絡とかしやすいというのをプラスした情報として、ぜひ明記していただきたいなとも思っております。

今城委員

今城です。

児童及び保護者を対象にしたいじめ防止のための啓発活動の推進というのは、方針案の4ページ、未然防止の(エ)にあるんですよ。

じゃ、児童等、児童生徒に対してということになると、各学校を見ると、基本方針の中にも、案の中にもあるんですけども、学校教育全体を通して、道德教育とか人権教育とか読書活動、体験活動等々の具体的な例が出ている。じゃ、保護者に対しての啓発活動の具体的な内容は何かというところが、明確にはないのかなというふうに思いました。

つまり保護者に、今言ったように、規範意識の指導に努めなさいと言っても、保護者としても意識の差がかなりありますので、やっぱり保護者への啓発活動というのは非常に重要になってくるだろうという意味では、例えばそういった保護者の啓発活動をどのように行うのか。例えば、家庭教育学級において必ずいじめ防止についての会を置いてとか、何らかの形で保護者啓発について具体的な内容を示すことが必要なのかなというふうには感じています。

ちょっと話がずれますけれども、教員もそうなんですね。教員の意識は高まってきているとは思いますが、まだまだ温度差があるのではないのかなと思います。

服務事故に関してもそうですよね。体罰とか様々な服務事故に対する教員の意識が、まだまだやっぱり高まり切らない。だから、服務事故がなくなる。だから、東京都教育委員会は、または地区の教育委員会は必ず教員研修を行います。やっていますよね。

それと同じで、いじめもやっぱりなくすのであれば、教員の研修をもっと徹底するというのも、ちょっと方策として考えないといけないところなのかなということだと思います。

坂井副委員長

今の指摘はごもっともだと思っていて、保護者を対象としたそういう啓発活動の推進というのは進めるべきだと思うんですけども、イメージとして、学校が主体というよりも、また別のどこかが主体になるというイメージでいらっしゃいますか。

今城委員 2つあるかな。1つは学校が主催して、学校の行事の中で学校公開なんかをやったときに、例えば道徳授業地区公開講座はなかなか保護者が集まりませんよね。そういう中できちんと取り上げるという学校主催のやり方、あとPTA主催、保護者の会がメインになって、保護者主体で行うという会があるかな。教育委員会というのはあるんでしょうけれども、教育委員会って保護者は人ごとになっちゃいますから、やっぱり学校単位がいいのかなというふうには思います。

坂井副委員長 それは学校的には過度の、何ていうんですかね……。

今城委員 負担。

坂井副委員長 みたいになったりする、要は現実的にそういうことを進めていってくださいと仮にこちらから申し伝えたときに、実現可能なんですかね。

今城委員 私は実現は可能だと、負担にはなるでしょうけれども。でも、これやることによって、逆の意味で言えば、いじめに対しての保護者の意識が高まれば、いじめは必ず減るだろうという考えを持っているので、別の意味での負担軽減になりますから、やるべきところであるのかなと思います。

坂井副委員長 とても大事なことだと思っていて、ただ、実現できないようなことを申し向けてもと思ったんですけども、実現可能なら、ぜひその点は視点を入れてお伝えいただければと思いました。

浅香委員 同じように、保護者の方とか地域の方の普及啓発がとても大事だと思うんですけども、よく学校現場でやると、実は当事者というか意識の高い方は、お母さんたちも非常によく参加してくれる。そういう方々は、子供たちもちゃんといじめの教育もしていたりする。だけれども、本来はちょっと分かってほしい保護者の方とか、子供たちに行き届かなくなるというか、例えばお仕事で忙しかったりして保護者会になかなか来れないとか、そういった家庭事情もあ

るので、そういった、本来、絶対に分かってほしい人たちに、どうやったら普及啓発できるのかというのが、ちょっと私にはまだそのアイデアがないんですけれども、御相談いただけたらと思います。

小林委員長

今の論議とはちょっとずれるかもしれないんですけれども、今回の改定案で、この小金井市の条例で一番特徴的だったのは、加害の子に対しての教育的配慮の下、もともとは毅然とした態度によるいじめた児童等への指導とあるんですが、それが、「いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施」、支援が加害した子にも必要ですよということが伝わると思うんですが、加害に対しての支援といったときに、あまり慣れていないかなというか、ケースとしては多くないんじゃないかなと思いました。難しいことだと思うんですけれども、何かそこを手厚く教育相談やスクールカウンセラーに、加害の児童をうまく事例検討会とか、何かそういうのを研修会でやれたらやろうかなと、ここで言うことじゃないかもしれないですが、ここでうたっているというのはすごく画期的なことなんですよ。それを果たしてほしいなと思います。

大熊教育長

小林先生がおっしゃったように、被害者のケアはもちろんなんですけれども、加害者になっている子供を、小林先生に教わっているんですが、自分が何らかの形でストレスを感じて、ストレスを感じなくするということに、他者の気持ちが同時に分からなくなるという。そうすると、自分の気持ちも分からないから、いじめてしまっている子供の気持ちも分からなくなる。そこで、いじめを助長するということがあるかと思いますが、それを直していこうとすると、保護者の関わりであるとか教師の関わりであるとか、それから、最近多いのは、スポーツの監督さんとかコーチとの関わりとか、そういうことが1つのストレスの要因になっていて、そういうことで自分の気持ちがうまく表現できなくなっている、それが元でいじめにつながってしまうということがあったときに、その周りの環境から変えていってあげないと、なかなか本当の解決にはならないと。そんなところは小林先生が言われたとおりで、そういうところの事例とか、そういうことをどう対処していったらいいのかというのは、やっぱり教育委員会としてもしっかりと前向きに取り組んでいか

ないと、なかなかいじめの解決にならない。いじめの新しいステージに入っているということはあると思いますので、その辺のところをしっかりと各学校に周知してもらいたいなと思いますが、いかがなんでしょうかね。

小林委員長 今ので思い出したんですが、不登校の支援では、僕が今、小金井市内でやっている。キレる子の支援で家庭をと、キレる子がいじめっ子とは限らないですけれども、そういう意味の。

 普通、不登校の子が学校に来ないのに何で学校に来ていいのか、一方、学校でキレているのに何で家庭でキレないのかということなんですが、そちらのほうが大事というね。

浅香委員 おっしゃるとおりで、医療の現場でも被害者という形で現れるお子さんたち、お母さんたちは非常に多いんですが、加害者として現れる子が少ないというのは、つまり再発するのは被害者の子が再発するんじゃなくて、加害者の子が再発させてしまうということで、そういう信頼でいえば交友関係であったりだとか、例えば本人は悪気がなく、例えばADHDの子がどうしても加害者になってしまう。医療で何とかできることであれば、ぜひ医療の現場に来ていただきたい。なので、再発防止と考えるときに、加害者のほうを防止させてあげるというのと、あとは学校現場で環境として防止させてあげると2段階で考えると、個人のほうには非常に支えられているかなと思います。

大熊教育長 最初に書いてありますので。最初のところに、さっきも読みましたけれども、「子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし」という、ここの文章がとても大事だと僕は思うんですけれども、このことを強調させていただいて、各学校にも。今、小金井市は全校がコミュニティ・スクールですので、コミュニティ・スクールということを通して保護者に啓発するとか、こういう考え方があるんだということを広めていくのも1つの手だと思いますので。

 これは学校だけでは解決できないいじめの新しいステージということは、しっかりと各学校に伝えていきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうかね。

 今まではコミュニティ・スクールからの発信というのはあまりな

かったんですけれども、今はしっかり、大分できるようになってきているので。

今城委員

先ほどの啓発活動のことで、保護者、あとは今言ったコミュニティ・スクールということで、地域の方々に対しての意識を高めていただくということが重要なんですけれども、各学校の基本方針の中にどういう文言で入れていくかとなったときに、あまり縛り過ぎても学校がちょっと窮するかなと思いますので、ある意味、言ってみれば子供たちの指導という意味では、どこも必ず各学校が入っているんですよね、具体的な。それに加えて、保護者とかに関しては保護者との連携ぐらいにしかない、学校日より、保護者会の積極的な活用ですとか、その辺りをもう少し文言を書いて。それから、啓発をしっかりしていきましょう、そういう文言は入れるようにしましょうぐらいでもいいのかなと。

あとは、具体的には各学校がそういうのを出していただいて、いろいろな形で協力していただくというふうに。あまり各学校で、これは必ず入れなさいというのをいっぱいやっちゃうと、ちょっと学校が反抗するのかなというふうに思いますので、大枠で示しておいて、あとは学校の裁量に任せるといことなのかなというふうに思っています。そういう意味では、学校、家庭、地域との連携への視点というのは、やはり重視してちょうだいよというのできるのかなというふうに思います。

あとは、学校によってこの言葉が入っている、この言葉が入っていないというのを見ていて、基本方針にあるんだけど、当然、方針が各学校にあるので何とも言えないんですが、例えば「組織的な対応をしていきます」という言葉はやっぱり絶対必要ですよ。「学校が組織的に取り組みます」。その1つの例が、学校が設置しているいじめ防止対策委員会、学校のですね。じゃ、その学校のその委員会はどのような組織体系になっているのか、つまり構成メンバーですよ。その辺りもやっぱりきちんと明確化しておく、これはやっぱり絶対必要なかなと思っておりますし、あとは未然防止、早期発見、早期対応、そして、重大事態の発生時の対応についてというのも、これもやっぱり必須かなということ。

あとは、教育委員会との連携は、重大事態発生時に報告する、連携を取るだけではなくて、日頃から未然防止、ここから含めて、や

っぱり教育委員会との連携の視点というのも、必ず入るべきかなというふうには思っています。

あと、いわゆる今、SNS関係ですね。情報モラルということもとても重要になってきているので、情報モラルの視点というのが、やっぱり必ず入っていきやいけないのかなんていうふうに思っているところです。

大熊教育長

最後にちょっと。

僕の発言の中で、例えば加害をしてしまった子供の保護者の関わり方が課題であるというようなことを言っているわけじゃないんです。

昔は地域で子供を育てていて、地域で子供たちがいろんなところで関わりを持ちながら大きく育っていった。それが今は孤立化していることによって、親との関係の中では、いつも気楽に話せるときばかりがあるわけじゃない、その瞬間瞬間に話せなくなっちゃうときもあるとか。そんなときには、近所の人に話を聞いてもらったり、そんなことをして、地域で子育てがあったときには、そういういろんなことを話せるとか聞いてもらえるという、そういう土壌があった。そういうことが今、急速に縮まってきたときに、じゃ、保護者にその問題を投げて保護者が対応できるかといったら、そうはならないので、地域ぐるみで子育てをしていくということで、やっぱり多くの人たちがそういう目を持ってもらうことが重要だと思うんですよ。

とても難しいんですけども、そういうことを少しずつでも発信していかないと、このコロナ禍における家庭の孤立化というのは物すごいことだなと。それをもう一回、昔に戻さないと、子供たちが息苦しいことにはなってしまうので、とにかく保護者にそういうことをしなきゃいけないですよというふうに言っているわけじゃなくて、地域で子供を育てるという気持ちを持ってもらいたいということですので、その点、訂正ではないんですけども、真意をしっかりと話していきたいなと思います。

坂井副委員長

今、地域への発信というのがあって、家庭、学校、地域が一体となるというところで、家庭や学校というのは、小金井市のいじめ防止基本方針というのは目に触れやすいし、考えとして理解していた

だく機会があると思うんですけども、地域に発信するというのは、ホームページにぼんと載せただけでは、なかなか地域の人たちがそうだねと共通理解を持って、協力、支援という体制にはならないと思うので、その発信の方法についても、今後検討する必要があるのかなというふうに思いました。

小林委員長 最後に、4点目、いじめ防止等の取組についてです。
事務局から説明のほうをお願いします。

平田指導室長 指導室長です。
文科省の調査結果では、いじめの認知件数及びいじめ重大事態の発生件数が増加しているという結果でした。教育委員会として、このいじめ問題の対応について、取組の充実が必要ではないかと考えております。この点につきまして、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。
詳細につきましては、担当指導主事より説明いたします。

向井指導主事 指導主事です。
令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が公表されました。いじめの認知件数及び重大事態の発生件数共に過去最多となっております。
小金井市におきましても、重大事態は発生していませんが、いじめの認知件数は全国と同様の傾向にあります。
いじめの認知件数は、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、アンケートや教育相談を充実させるなど、児童生徒に対する見取りを丁寧に行うことによる積極的な認知が進んだことなどが考えられます。
しかし、全国的に重大事態の発生件数が増加しており、SNS上のいじめなど見えにくい事案も増加していることを考えますと、教育委員会といたしましても、対策を検討していく必要があると考えております。この点につきまして、委員の皆様から御意見を伺えればと思います。
説明は以上となります。

小林委員長 それでは、協議をしたいと思います。

委員の皆様から御意見ありますでしょうか。

今城委員

今城です。

取組ということになると、先ほどもお話しした、やっぱり先生方、教員の意識の高揚というのがとても重要であって、当然、皆さん方、意識は持っているんだけど、もっと具体的な未然の防止から始まって、重大事態が起こったときのというところの意識をきちんと高める意味では、各学校における教員研修の実施、東京都教育委員会が多分、教材を作っていると思いました。例えば動画とか事例集ですとか、そういうのもって、過度な負担にならないように、今、7月と12月がまだあるんですかね、服務事故防止月間、ああいうイメージなんですけれども、いじめ防止に関しての教員研修を年間に1回でも実施して、そういった様々な資料を使って教員研修をやって、先生方の力を高めていくということが重要ななと思いました。以上です。

小林委員長

いじめ重大事態の件で、最近2件ほど、こういうことに突き当たったんですが、これを重大事態とするかどうか微妙だけれども、重大事態として扱ったものが子供のためになるのか、何かそういうふうになっているんですね。微妙なだけれども、重大事態として扱うとしては微妙な、完全に欠席となっているわけではない。だから、お互いの被害の関係自体は修復されている。であるから、わざわざしなくてもいいんだけど、重大事態として大人が関わってくることだと確認をすることに意味があるなと思った事案、これは1つですけれども。

もう一つは、ある意味では、お金を持ち出す場合。おうちからお金を持ち出した。だけど、友達に配ったと。それで、友達から金をよこせと言われた。だから、この子がいじめられたと言っているんだけど、この子自身はそれを見て、聞いていたときに、この子自身がある意味ではいじめの加担になってしまっているということになる。だけれども、被害者としてきっちり扱ってあげることのほうが、この子にとってはいいだろうというような判断で、それを重大指定にしていきたいと思います、そうしていった結果のことなんです。ね。

だから、重大事態ってもともとのこの法の趣旨というのは、被害

者に寄り添いなさい。被害者に寄り添いながら、加害者だってそうせざるを得ない何かがあった、そういう意図でいろいろな人が関わってくるというか、重大事態になっていたゆえにいろいろなものが見えてくるという、そういうことがあるという感じです。

重大事態が増えているということが、小金井市の立てつけでもそれが明らかになっていいことだという見方もありますけれども、それだけ丁寧に扱われているという見方もできるんです。だから、重大事態にするかどうかはどうでもいいことなんですけれども。

浅香委員

子供たちの学校現場というのは、将来大人になるためのステップなので、その子の人生は、むしろ学校よりも先にあるということで、重大事態として丁寧に扱ったほうが後に禍根を残さないというか、一回ワクチンを打つみたいな感じで、一回ちゃんと対処していけば、次につながっていく。

すみません、今のとはちょっと違うんですが、SNSいじめというのが非常に今、現実の問題で大きいんですが、実は子供たちってすごく進んでいるんですよ、SNSの操作の仕方とか、よく分からない裏技をつくったりとかで。それが、先生たちが追いついていって、若い先生は大丈夫かもしれないけれども、年配の先生には難しいので、いじめを想定したSNSの先生たちへの講習というか、今現状ここまで進んでいるよ、子供たちはと、目の光らせようがないというか、そこが難しいんじゃないかなと。

坂井副委員長

そのいじめ防止の取組で、私は先ほどから地域と連帯してのところにちょっと重点を置いているんですけども、弁護士会でいじめ出張授業とか、そういう授業とか教室をやっているんですが、それを、例えばですけども教育委員会が主催して、地域の人向けに行ってみるみたいな、そういう開催をしてみるというイベントではないけれども、そういうふうにすると、主軸となるのはこの基本方針なんでしょうけれども、SNSを含めて今のいじめの現状から始まって、防止の取組とか、万が一重大事案が発生した場合には、こういうふうな対応を用意してありますというような授業、教室みたいなのを開けば、1つ地域の共有化が図れるのかなと思いましたが、ちょっと御検討いただきたいなと思っています。

今城委員 弁護士会がやっていたいでいる出前授業、出張授業ですね。あれ、小学校ですと6年生ぐらいとかで結構やっていますよね。

坂井副委員長 そうです。

今城委員 私も多分小金井にいるときに、何度も来てもらった覚えがあります。弁護士の方から話があると子供たちも重く受け止めますから、非常に効果があるなと思っていました。

それを今度、地域とか家庭にというのも非常に有効だなとも思います。

坂井副委員長 今まで学校にしかお邪魔してやっていないので、ちょっとそれを広げるという視点もあっていいのかなというふうに思っております。

今城委員 あと、各学校が教育課程の届出で道徳教育年間計画、人権教育年間計画と年間計画を出していると思いますけれども、その中にきちんと位置づけられているのかどうかということですね。いじめに関して、どっちでもいいんですけれども、道徳でも人権でもいいんですけど、例えば小学校1年生から6年生、中学校1年生から中学校3年生までが、いじめに関しての啓発的な内容が、各学校にきちんと入っているのかどうかというのも、きちんと確認を取れるとよいと思います。

小林委員長 SNSに関しては、地域の人権擁護委員会ってありますよね。それが主宰して保護者にやっているというのは、地域によって違うかもしれないんですけれども、そういうところもあるなと話しました。小金井も取り組んでいるのでしょうか。

田村統括指導主事 統括指導主事です。

どこか地域の団体が、SNSの何か講習会だとか研修会だとか、そういうのをやっているかというのは、まだ把握していないところがあるので、何とも言えませんというところなんですけれども、ただ、様々教育委員会が主催して、地域の方とか市民の方に発信できるような場とかが可能なかどうか、そこも含めて様々、今後検討

しなければいけないなというふうには感じました。

ありがとうございます。

小林委員長 全部取り組んでいくのも大変だと思うので。

坂井副委員長 そうなんです。そこの視点と地域への広げるという視点がバッティングしないような形で。

小林委員長 以上でよろしいでしょうか。

主に地域でということ、重大事態というのが特別な言葉ではなくて、それは、よりその子にとって関係しているんですね、加害者の子も被害者の子も。グレーゾーンであったとしても、結局1つの案件をいじめとは認めず、こうなっちゃったんですけれども、それは意味があることだったなと思うんです。なので、そういう形で大人が、重大事態だとえらいこっちゃになって、そこにコストがかかってと思うんですけれども、実際に体験してみると、それは意味のあることになり得るなという側面もありまして。本来、法の趣旨はそこなので、そうふうに思いました。

です、地域がということ、SNS、そして重大事態を怖がらないといいますか、怖がると、ないことにしてしまうというのが一番怖いので。これらを踏まえて、今後のいじめ防止のための対策になるので、教育委員会でもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に事務連絡をお願いいたします。

向井指導主事 指導主事です。

本日も様々な御協議、ありがとうございました。

先ほどもお話しいたしましたが、第2回をこの後、また改めて日程の調整をさせていただきますので、そちらのほうの御協力をお願いいたします。

以上になります。

小林委員長 以上で、令和6年度第1回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

— 了 —